

2021年4月5日

## LGBT および事実婚の方々に対する住宅ローンの取扱いについて

京都信用金庫(本店：京都市下京区、理事長：榊田 隆之)は、住宅ローンの借入(※)における配偶者の定義に「同性パートナーの方々」「事実婚の方々」を含める対応を開始します。

法律婚以外のパートナーを対象にした、金融商品・サービスに対するお客様からのニーズの高まりをうけて、住宅ローンの借入に際し、下表のご利用条件に対応いただける方々について、配偶者と同様のお取り扱いをいたします。

同性パートナーの方々に対する住宅ローンの取り組みを通じ、性別や性的指向・性自認等にもとづく差別や不利益がない、多様な社会の実現に貢献してまいります。

対象	ご利用条件
同性パートナーの方々	自治体の発行する同性パートナーシップ証明書または、これに類する証明書をご提出いただける方 購入された住まいに転入後、上記証明書を取得し、ご提出いただける方
事実婚の方々	「未届の妻／夫」や「妻／夫(未届)」との記載がある住民票をご提出いただける方 購入された住まいに転入後、上記住民票を取得し、ご提出いただける方

※住宅ローンの形態には下記の3種類があります。

- ① 連帯債務でローンを借り入れる。(連帯債務型)
- ② 二人で借入額を按分し、それぞれが債務者として借り入れる。(ペアローン型)
- ③ パートナーのうち、一人の名義で借り入れる。(単独債務型)

住宅ローンのご利用にあたっては、当金庫所定の保証会社をご利用いただくとともに、所定の団体信用生命保険のご加入が条件となります。

### 【LGBTとは】

- L(Lesbian)レズビアン : 女性同性愛者
- G(Gay)ゲイ : 男性同性愛者
- B(Bisexual)バイセクシュアル : 両性愛者
- T(Transgender)トランスジェンダー : 身体的性別と性自認が一致しない人

以上